

不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和6年10月22日（火）から令和6年11月20日（水）まで、不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に関する意見の募集を行いましたところ、提出者単位で5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、本件に係る省令案は、「不動産登記規則の一部を改正する省令」として、令和6年12月2日（月）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

項番	意見の概要	御意見に対する考え方
1	健康保険証は新規発行が令和6年12月1日以降行われただけで引き続き使用可能なものであるにもかかわらず削除するのは愚問である。	原案においても、番号法等改正法等の一部の施行の際、現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認情報として用いることができる旨の経過措置を設けることとしています。
2	資格確認書は顔写真やICチップがついておらず、健康保険証と同様に偽造が容易であることから、本人確認資料に追加すべきではない。健康保険証を引き続き本人確認資料として用いることを認めるのも反対である。	顔写真がついていなくとも、公的な手続において本人確認の手段として利用されている書類であり、本人のみが所持していることが前提となっている公的書類を複数組み合わせることで信頼性を高めることにより、登記申請における本人確認資料として利用することができると考えられることから、原案を維持させていただきます。
3	今般の不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に賛同します。	本省令案への賛同意見として承ります。
4	本文につき、「2 不登規則の改正の概要」なお書き以下の経過措置を設けることを前提に、賛成する。	本省令案への賛同意見として承ります。

	<p>【理由】</p> <p>特別児童扶養手当証書及び健康保険証等は、いずれも、法改正によって既に廃止され又は廃止される予定であり、不動産登記規則72条2項2号所定の本人確認の書類として適切ではない。</p> <p>なお、番号法等改正法等の一部の施行の際、現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認情報として用いることができる旨の経過措置を設ける。</p>	
5	<p>なお書き中の「一定期間」は、できる限り長期間とし、できるだけ国民に負担を生じさせないようにすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>本改正は、既存の健康保険証等につきいわゆるマイナ保険証への切り換えが行われることを前提とするものであるが、当該切り換えは、国民の負担が避けられず、また、切り換えに係る医療現場での混乱もある。そのため、当該混乱を避けるため、当面の間、従来の健康保険証を利用する国民も出てきている。</p> <p>そうすると、従来の健康保険証に有効期限がある場合はともかくとして、そうでない場合まで利用期間の期限を設けることは、国民をいたずらに当該混乱に巻き込むこととなりかねず、弊害が大きいと考える。</p>	<p>健康保険証等の根拠法令において、健康保険証等は有効期間が経過するまでの間（有効期間が廃止から一年以上の場合は一年間）使用できるものとされていることを踏まえ、不登規則72条2項2号に規定する申請人の本人確認等においても同一の期間使用できることとしています。</p>
6	<p>現行の保険証が一定期間有効の経過措置を設けるとのことですが、一定期間というのは、「現行保険証の有効期間内は保険証が有効」という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>同上</p>
7	<p>今般の省令の変更に伴い、健康保険証による本人確認ができなく</p>	<p>周知広報に当たっての参考とさせて</p>

<p>なることについては、十分な周知広報をすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>マイナンバーカードの普及率は上昇している一方で、それを本人確認のために利用するという慣習がまだ根付いているとはいえない。運転免許証やその証明書を所持していない高齢者等に対しては、本人確認に関する運用が変更となったことについては、十分な周知徹底を行うことにより、様々な本人確認の現場において、混乱を避けることが期待されると考える。</p>	<p>いただきます。</p>
---	----------------